

平成30年度大学等給付奨学生採用候補の推薦者の校内選考について

独立行政法人日本学生支援機構 給付奨学生採用候補者の校内選考を行います。**対象者は、本校3年生および卒業後2年までの本校卒業生で平成30年度に進学を志望している方です。**候補者の条件は以下の1～4です。詳細については、本校「奨学金担当」までお問い合わせください。

- 1 独立行政法人日本学生支援機構 給付型奨学生採用候補者の選考対象条件のいずれかに該当すること。(詳細については、給付奨学生採用候補者の推薦に係る指針 - 日本学生支援機構 www.jasso.go.jp/.../04/.../h30_kyuhuyoyaku_guideline.pdf を参照してください)
 - ① 家計支持者が個人住民税(市町村民税)所得割を課されていないこと(奨学金申込年度の課税証明書に記載の所得割額が0円であること)
 - ② 生活保護を受給していること(奨学金申込日現在において保護費を受給していること)
 - ③ 社会的養護を必要とする生徒等の場合は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)上の措置として施設等に入所等していること(生徒等が18歳時点で入所していた(又はしていることが見込まれる)こと)
- 2 学習活動その他の生活の全般を通じて態度・行動が給付奨学生にふさわしく、進学の目的及び進学後の人生設計が明確であり、将来良識ある社会人として活動し、将来的に社会に貢献する人物となる見込があること。
- 3 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第13条による定期又は臨時に健康診断等により、修学に耐えうるものと認められること。
- 4 学力及び資質について
下記のいずれかの要件を満たしていること。
 - ① 国府高校の教育目標に照らして十分に満足できる高い学習成績を収めている者。
 - ② 教科以外の学校活動等で大変優れた成績を収め、国府高校の教育目標に照らして概ね満足できる学習成績を収めている者。
 - ③ 社会養護を必要とする生徒であって、特定の分野において特に優れた資質能力を有し、又は進学後の学修に意欲があり、進学後特に優れた学習成績を収める見込がある者。

必要な書類を提出していただき、上記の条件を満たしていることを確認した上で、総合的に判断して候補者を選考します。

対象となる卒業生で推薦を希望する人は、平成29年6月20日(火)までに学校にお知らせください。